平成２８年（フ）第１１号
北海道旭川市豊岡14条５丁目６番９号　彩Ⅱ201号室
債務者　松田　元気
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１７９号
大阪府大東市南新田１丁目22番301号、前住所大阪府東大阪市善根寺町２丁目５番30―309号
債務者　太田啓祐こと　太田　啓祐
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２号
大阪府豊中市上野東１丁目４番13―302号
債務者　大田　洋平
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１号
栃木県さくら市上阿久津1779番地６、前住所栃木県さくら市卯の里３丁目35番地４
債務者　横須賀克幸
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市材木町２番45号
債務者　薄葉　則子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４号
栃木県鹿沼市村井町160番地１
債務者　仲田　貴哉
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９６号
神奈川県藤沢市白旗１丁目13番31号
債務者　西澤ゆき代
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９号
横浜市南区吉野町２丁目６番地６　ＫＣＢ吉野町701号
債務者　高村　博明
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１号
横浜市青葉区つつじが丘６番地34　クレスト青葉台203号
債務者　溝口　優也
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４号
横浜市鶴見区栄町通４丁目46番地９　ブルーライト鶴見201
債務者　亀田　　一
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８号
横浜市鶴見区馬場４丁目10番11号　サンモールハイツ102号
債務者　関　　律子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３号
静岡市清水区天王東６番７号　メルカード天王Ａ―102
債務者　遠藤　瑞穂
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
静岡市駿河区丸子４丁目11番４―２号　菅原方
債務者　鬼頭　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７４号
東京都西東京市栄町１―４―13―102
債務者　蝦名　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７８号
東京都大島町差木地字沖の根1026―15
債務者　相沢　静雄
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部